



報道発表資料の配付日時 12月18日(金) 9時30分

発表項目 (行事名)	ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>国では、今年8月に、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている児童扶養手当受給者など、低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金の支給を決定しましたが、こうした方々が、なおも厳しい経済状況に置かれていることに鑑み、年末年始に向けてこの給付金の再支給を行うこととなりました。</li> <li>これを受け、道においても年内に支給できるよう作業を進めておりますのでお知らせします。</li> <li>また、本年12月11日時点で、既に最初の給付金の支給を受けている方は申請不要ですが、これまで給付金を受け取っていなかった方でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計の急変で収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となるなどして、給付金の対象となる場合があります。そうした方は、来年2月末までに申請が必要となります。</li> </ul> <p>【問い合わせ先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が開設しているコールセンター</li> <li>お住まいの市町村の児童扶養手当担当課</li> </ul> <p>※申請様式等は、道(町村用)や各市のホームページをご確認ください。</p>		
参考	給付金の概要につきましては、別添のリーフレットをご参照ください。		

報道(取材)に当たってのお願い	対象となるひとり親の方々に給付金の情報が届くよう、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健福祉部子ども未来推進局 子ども子育て支援課 (担当者:丸田) TEL ダイヤルイン 011-206-6328 内線 25-756		
-------------	--	--	--

# ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**基本給付の再支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■ 令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方として、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている又は申請をしている方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 令和2年12月11日時点で未だ基本給付の申請を行っていない方で、同日以降に基本給付の申請を行う方は、再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられます。

## 2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

■ **支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。**

\* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

**0120-400-903** (受付時間：平日9:00～18:00)

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、地方自治体によって異なります。また、ご自身が支給が受けられるかどうかなどの詳細については、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

### 3. 給付金の支給手続き

令和2年12月11日時点で、既に1回目の基本給付の支給を受けている又は申請をしている方

- ▶再支給分の基本給付は**申請不要**で受け取れます。
- ▶**前回の基本給付の支給を行った自治体から、可能な限り年内に支給**されます。

#### 【ご注意ください】

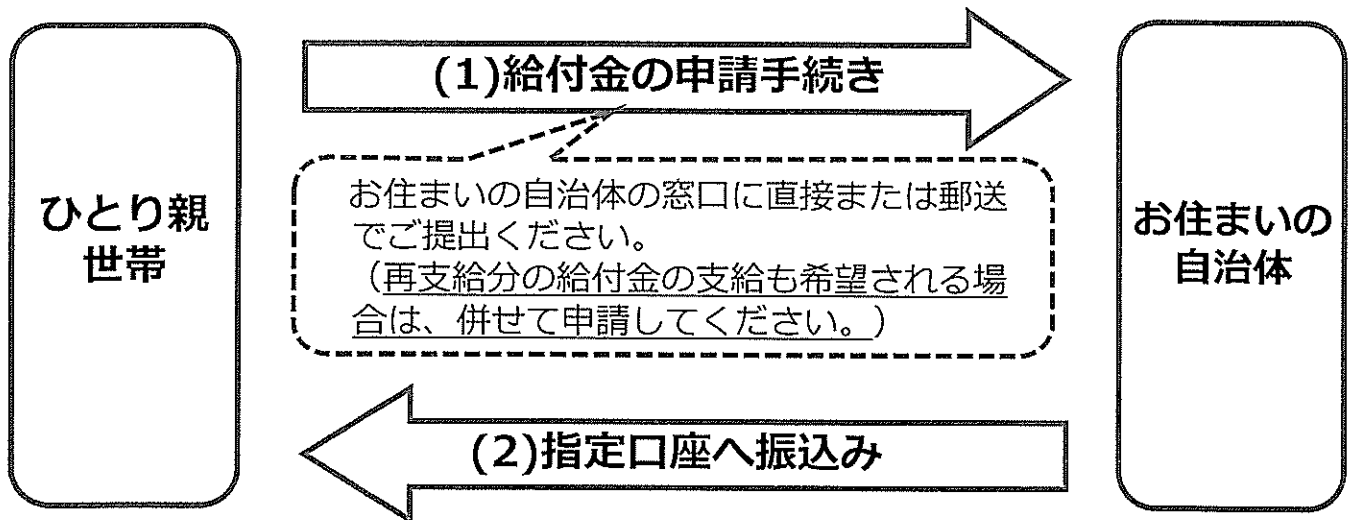
前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更手続きをお願いします。

令和2年12月11日以降に基本給付の申請を行う方

- ▶以下の①または②のいずれかに該当する方は、お早めに基本給付の申請を行ってください！**再支給分の基本給付を併せて申請可能です！**

- ① 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（※）

※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含まれます！



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。